

本日討議いただきたい事項

1. 収納代行・代金引換等

2009年の金融審議会報告では、商品・サービスの代金の支払において、債務者が、債権者から依頼を受けた事業者に対して支払を行い、当該事業者が、受け取った代金を債権者に渡すようなコンビニエンス・ストアによる「収納代行」、運送業者による「代金引換」などについては、支払人に二重支払の危険はないなどの指摘も踏まえ、性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当とされた。

現在では、このほか、新しい「収納代行」サービスが登場しているところ、利用者利便の向上・イノベーションの促進の観点も踏まえつつも、利用者の保護の観点から留意すべき点について、どう考えるか。

例えば、(1)個人や事業者といった利用者の属性、(2)取り扱う金額の多寡について、どう考えるか。

2. ポイント・サービス

2009年の金融審議会報告では、ポイント・サービスについては、利用者から対価を得ず、基本的に景品・おまけとして無償で発行されており、利用範囲も限定されているなどの指摘も踏まえ、性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当とされた。

現在では、ポイント発行の目的は、顧客の囲い込みや販売促進に加え、加盟店間の相互送客や利用者情報の取得などに広がっているとの指摘もあるが、利用者利便の向上・イノベーションの促進の観点も踏まえつつも、利用者の保護の観点から留意すべき点について、どう考えるか。

例えば、(1)利用者は、ポイント発行時に対価を直接は負担しない一方で、事業者の売上がポイント・サービスの原資とされるなど、間接的に対価を負担している可能性、(2)ポイント・サービスの内容や取扱いが事業者の判断で設計・変更される可能性、(3)法定通貨に類似する位置付けを得る可能性について、どう考えるか。

3. その他

このほか、「決済」分野の規制の横断化・柔構造化に係る検討を進めていく上で、留意すべき論点はあるか。特に、実態として、資金移動業者が行う送金が、件数ベースでは1件あたり数千円以下に集中していると考えられることについて、どう考えるか。

(以 上)